

## 事業継続計画（BCP）

BCPとは

感染症発生時や災害発生時において、サービス提供を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めることとす。

基本方針

（１）

感染症発生時や災害時には、感染症の状況や災害状況を把握し、事業所職員の命と安全を第一に守り、担当している利用者の安否確認、安全確保に尽力し、早期の事業の復旧、継続を目指す。

（２）

アース訪問看護ステーションは、感染症発生時や災害の発生に際して次の目的を達成及び維持するものとします。

- ・ 自社の被害を最小限にとどめ、速やかに復旧する。
- ・ 職員と家族を守る、負傷者、犠牲者をださない。
- ・ 地域の医療・福祉サービスの一つとして、その状況に対して適切に事業運営を継続できるものとする。

業務継続計画の策定等

（１）

感染症発生時や災害時において、利用者に対する訪問看護を継続的に実施するため、および非常時の体制で早期の業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

（２）

従業員に対して業務継続計画について周知するとともに必要な研修および訓練を定期的実施するものとする。

（３）

定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

附則 本指針は令和6年3月1日より施行する。